	にかかわらず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とする。 ②　また、輸入後に税関が行う事後確認の簡略化については、過去の確認実績に応じて柔軟に実施することとする（①の基本通達改正にあわせ、運用面の措置を行う）。 上記①②の措置については、航空機製造業の重要性に鑑みた本免税制度の趣旨を踏まえ、全国で実施する。			
港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	関税法基本通達20―５を改正し、積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合（当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ないと認められる場合に限る。）には、不開港出入の許可を不要とすることを明示する。	関税法基本通達20―５（平成24年６月29日財関第685号）	平成24年７月１日施行（措置済）	財務省
ビジネスジェットの使用手続簡略化	ジェネラルアビエーション（企業・団体や個人が利用する自家用機等）が東京国際空港（羽田空港）を利用する場合、最長で10日間まで留め置くことができることとする。 ※その他の空港については、各空港の定める手続による。	「ジェネラルアビエーションによる東京国際空港の利用について」（平成24年６月28日国空戦略第25号）	平成24年９月１日施行（措置済）	国土交通省
既存工場増築に関わる建築規制の緩和	既存不適格建築物について、増改築部分が現行基準に適合し、既存部分が現行基準に準ずる基準（耐震診断基準等）に適合する場合等には、既存部分の延べ面積の２分の１を超える大規模な増改築を可能とする。	建築基準法第86条の７ 建築基準法施行令第137条の２	平成24年９月20日施行（措置済）	国土交通省
70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	70MPa燃料電池自動車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る技術基準を整備するために、省令等を改正し、市街地に70MPa圧縮水素スタンドを建設することを可能とした。	一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号） コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）	省令・告示：平成24年11月26日 内規：平成24年12月26日	経済産業省
		製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号） 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第６号） コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第７号）		
例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大	水素スタンドで使用可能な鋼材について、水素が鋼材に与える影響を考慮した安全な鋼材を一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（内規）等の例示基準に例示し、使用可能鋼材を拡大した。	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第６号） コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第７号）	平成24年12月26日	経済産業省
太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化	再生可能エネルギー等の系統連系協議に係る電力会社の標準処理期間の短縮化等について、「系統情報の公表の考え方」（平成24年12月資源エネルギー庁）において整理するとともに、電力系統利用協議会ルールへ反映（平成25年２月）。具体的には、申請件数の大半を占める発電出力50kW未満の電源については新たに１ヶ月の標準処理期間を定めた（発電出力50kW以上500kW未満の太陽光等の電源については、現行３ヶ月となっているものを２ヶ月に短縮）。	一般社団法人電力系統利用協議会「電力系統利用協議会ルール」	平成25年２月19日	経済産業省

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇三―八四四五　東京都中央区八重洲二丁目四番一号　電話　03（3587）4294
定価　一ヶ月二、五六八円（本体二、五三〇円）　本号一部　六〇円（本体五〇円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日　印刷